

おおがきしかき きそう とくていそうだんしえん じゅうようじこうせつめいしょ
大垣市柿の木荘 特定相談支援サービス重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定特定相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 事業者

名称	社会福祉法人 大垣市社会福祉事業団
所在地	大垣市牧野町2丁目150番地 1
電話番号	0584-71-3918
代表者氏名	理事長 北野 茂樹

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業所・平成24年6月1日指定
事業の目的	特定相談支援の対象者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病・障害児）に対し、適正な相談支援サービスを提供することを目的とします。
事業所の名称	大垣市柿の木荘
事業所の所在地	大垣市古宮町397番地 1
電話番号	0584-89-9503
FAX番号	0584-89-9506
管理者氏名	所長 山田 毅彦 (兼任)
事業所の運営方針について	<p>1 利用者が有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活及び社会生活が営むことが出来るよう適切な相談支援を提供いたします。</p> <p>2 事業の実施にあたっては、関係市町村、保健、医療、福祉、就労、教育等と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。</p>

3. 事業の対象者

- (1) 身体障害者 (2) 知的障害者 (3) 障害児 (4) 精神障害者 (5) 難病患者等

4. 事業実施地域

おおがきし かいつし ようろうちよう たるいちよう せきはらちよう ごどちよう わのうちちよう あんぱちちよう
 大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、
 いびがわちよう おおのちよう いけだちよう いじよう ちいきない じゅうきよ りようじぎょうしょ ゆう
 揖斐川町、大野町、池田町(以上の地域内に住居もしくは利用事業所を有する
 方)

5. 営業時間

えいぎょうび 営業日(サービス 提供日)	げつようび きんようび 月曜日～金曜日
えいぎょうじかん 営業時間およびサー ビス提供時間帯	ごぜん 8時30分から ごご 5時15分
きゅうぎょうび 休業日	ど にちようび こくみん しゅくじつおよ がつ 29日 から がつ 31日 1月2日・1月3日

6. 施設の概要

たてもの 建物	こうぞう 構造	ほんたい 本体	てつきん づくりひらやだて 鉄筋コンクリート造平屋建
		さぎょうとう 作業棟	てつこつくりひらやだて 鉄骨造平屋建
	のべゆかめんせき 延べ床面積	ほんたい 本体	1,081.58 m ²
		さぎょうとう 作業棟	259.83 m ²
しきちめんせき 敷地面積	4,161 m ²		

7. 職員の体制

しよくしゅ 職種	せんじゆう 専従	けんむ 兼務	じょうきんかんさん 常勤換算	ほゆうしかく 保有資格
かんりしゃ 管理者		1名	0.5名	社会福祉士
そうだんしえんせんもんいん 相談支援専門員	2名		2名	社会福祉主事
じむいん 事務員		1名	0.5名	

8. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービス内容

① サービス等利用計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画を作成します。

② サービス等利用計画作成後の便宜の供与

サービス等利用計画作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定、又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。

モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

③ サービス等利用計画の変更

利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

④ その他の便宜の供与

その他、①から③のサービス提供内容に附帯するその他必要な支援、相談、助言を行います。

(2) 利用料金

① サービス利用料金

サービス利用支援費	1,458単位/月	150単位/月(特定事業所加算)
継続サービス利用支援費	1,207単位/月	150単位/月(特定事業所加算)
地域区分	10.18円/単位	

特定相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から計画相談支援給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

※2019年10月1日より下記の通り変更します。

サービス利用支援費	1,462単位/月	150単位/月(特定事業所加算)
継続サービス利用支援費	1,211単位/月	150単位/月(特定事業所加算)
地域区分	10.18円/単位	

② 交通費

通常の事業実施地域外で当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費(1kmあたり30円)をいただきます。

③ 利用料金のお支払い方法

前記②の費用は1か月ごとに計算してご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア) 窓口にて現金支払い

イ) 指定口座への振り込み

大垣共立銀行 大垣市役所出張所

社会福祉法人大垣市社会福祉事業団 大垣市柿の木荘 事務局 若井志行

口座番号(普) 60949

9. 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令(及び大垣市社会福祉事業団個人情報保護規定)に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、個人情報に関しては定められた利用目的以外には使用しません。

また、利用者の求めに応じてその内容を開示します。保存期間は、特定相談支援サービスを提供した日から10年間です。

10. 苦情等の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

大垣市柿の木荘 電話番号 0584-89-9503

○窓口担当者 : 田部ゆみ

○担当責任者 : 山田毅彦

(2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

＜第三者委員＞

名前	連絡先
かなもり まさる 金森 守	おおがきしきんろうしやふくし 大垣市勤労者福祉センター でんわばんごう 電話番号 0584-93-1100
ふわ まさこ 不破 正子	おおがきしきんせいじどういん 大垣市民生児童委員 でんわばんごう 電話番号 0584-91-5977
おおはしな おき 大橋 奈麻輝	おおがきししゃかいふくしきようぎかい 大垣市社会福祉協議会 でんわばんごう 電話番号 0584-78-8181

(3) 行政機関その他苦情受付機関

おおがきしやくしよ 大垣市役所 しょうがいふくしかしやう 障がい福祉課 障がい ふくし 福祉グループ	しよざいち 所在地 おおがきしまる うち ちやうめ 大垣市丸の内2丁目29 でんわばんごう 電話番号 0584-47-7298 (直通)
ぎふけんうんえいてきせいはいんかい 岐阜県運営適正化委員会	しよざいち 所在地 ぎふししもなら ちやうめ ばん 1 号 岐阜市下奈良2丁目2番1号 (岐阜県社会福祉協議会内) でんわばんごう 電話番号 058-273-1111

(4) 苦情解決の体制・手順

- ①利用者への周知：施設内への掲示等により、苦情解決責任者は利用者に対して、苦情解決責任者・苦情受付担当者・苦情解決統括責任者及び第三者委員の氏名・連絡先や苦情解決の仕組みについて周知します。
- ②苦情の受付：苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。
- ③苦情受付の報告・確認：苦情受付担当者が受け付けた苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告します。
第三者委員は内容を確認し苦情申出人に対して、苦情を受け付けた旨を通知します。
- ④苦情解決のための話し合い：苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は必要に応じて苦情統括責任者、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。
- ⑤苦情解決の記録・報告：苦情受け付け担当者は、苦情受け付けから解決・改善までの経過と結果について苦情受付書に記録します。苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項について、苦情申出人及び統括責任者、第三者委員に対して苦情解決結果報告書により報告します。
- ⑥解決結果の公表：苦情解決の状況について、個人情報に関するものを除き事業団事業報告書等に記載し公表します。

1 1. 虐待の防止について

- (1) 利用者の人権やプライバシーを尊重した相談を行います。
- (2) 利用者への体罰や暴言、身体拘束は行いません。
- (3) 虐待防止のための啓発活動および研修等を行い、虐待防止に努めます。

1 2. 緊急時及び事故発生時における対応について

事故が発生した場合には、速やかに各関係者等に連絡するとともに、必要な措置を迅速に講じます。事業者の責任により生じた損害については、事業者が加入する損害保険等にて速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害に契約者の故意または過失が認められる場合は、事業者の損害賠償責任を減ずる場合があります。

